

四日市市消防本部訓令第4号

四日市市消防吏員任用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

四日市市消防長 人見 実男

四日市市消防吏員任用規程（昭和59年四日市市消防本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(昇任試験の受験資格)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者であっても、次の各号に掲げる要件を満たしている者でなければ受験資格を有しないものとする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 当該試験日において<u>四日市市消防職員安全衛生管理規程(令和5年四日市市消防本部訓令第2号)第39条</u>に基づく措置を受けていないこと。</p>	<p>(昇任試験の受験資格)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者であっても、次の各号に掲げる要件を満たしている者でなければ受験資格を有しないものとする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 当該試験日において<u>四日市市消防職員衛生管理規程(昭和60年四日市市消防本部訓令第3号)第22条</u>に基づく措置を受けていないこと。</p>
<p>(特例による昇任)</p> <p>第18条 殉職その他の事由がある場合においては、第13条及び前条の規定にかかわらず、次の各号の基準に従い、消防吏員の昇任を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 四日市市消防表彰規程(昭和59年四日市市消防本部訓令第1号)第2条第1項第4号に該当するときは、<u>1</u>階級上位の階級(消防監を除く。)、た</p>	<p>(特例による昇任)</p> <p>第18条 殉職その他の事由がある場合においては、第13条及び前条の規定にかかわらず、次の各号の基準に従い、消防吏員の昇任を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 四日市市消防表彰規程(昭和59年四日市市消防本部訓令第1号)第2条第1項第4号に該当するときは、<u>一</u>階級上位の階級(消防監を除く。)、た</p>

だし、消防士にあつては、消防士長
(3) 管理監督職勤務上限年齢に達し降
任した後に退職する職員で、四日市市
消防表彰規程（昭和59年四日市市消
防本部訓令第1号）第2条第1項第4
号に該当するときは、管理監督職勤務
上限年齢により降任する前の階級の
1階級上位の階級（消防監を除く。）

だし、消防士にあつては、消防士長